

第3期上北山村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、第3期上北山村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 本業務の概要

(1) 業務名

第3期上北山村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

(2) 業務内容

「第3期上北山村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日

(4) 予定限度額

6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 担当課

住 所：〒639-3701

奈良県吉野郡上北山村大字河合330番地 上北山村役場2階 企画政策課

電話番号：07468-2-0002、FAX：07468-3-0265

メー ル：kikakuseisaku@vill.kamikitayama.lg.jp

4. 参加資格

(1) 次に掲げる要件を全て満たし、かつ、令和6年5月17日までに下記「5. 参加申込」に記載する提出書類を当村へ提出し、提案資格が認められた者とする。

なお、提案資格の確認結果については、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号）により通知する。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ④ 上北山村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 上北山村暴力団排除条例（平成24年条例第6号）で規定する暴力団等でないこと。

※①～⑤については、共同企業体は、全ての構成員が満たすこととする。

(2) 共同企業体を結成する場合は、(1)に加え、以下の要件を全て満たすこととする。

- ① 共同企業体構成員は事業期間を通じて、優れた技術を有する分野を分担するものとし構成員間の調整を密に行い、本事業を遂行する義務を連帯して負うこと。
- ② 共同企業体の結成から解散まで、構成企業を変更または追加することは原則として認めない。

③ 共同企業体の各構成員が、本プロポーザルに参加する単独の事業者または他の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ② 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- ③ 本業務に対して、複数の提案をしたとき
- ④ 提出のあった見積書が予定限度額を超えるとき
- ⑤ 提出書類等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ⑥ 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ⑦ その他、提示した事項及び技術（企画）提案に関する条件に違反したとき

5. 参加申込

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を希望する場合は、参加意向申出書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、提出すること。それに加え、下記書類も提出すること。

【上北山村の入札参加資格を有している場合（指名願いを提出している場合）は下記①、⑤及び⑥のみ提出すること。】

- ① プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
- ② 会社概要書（パンフレット等）
- ③ 履歴事項全部証明書（会社登記されている場合）＜法務局＞
（写しで可。ただし、提出日3か月以内に発行されたものに限る。）
- ④ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）＜税務署＞
（滞納がない旨の証明書または納税証明書。写しで可。ただし、提出日3か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑤ 委任状（代理提出の場合）
- ⑥ 業務担当者（予定者）の経歴及び実績等（契約書の写し）
共同企業体を結成する場合は上記の他、下記書類も提出すること。
 - ア 統括担当者（予定者）の経歴及び実績等
 - イ 共同企業体を構成する同意書又は協定書の写し
 - ウ 共同企業体の構成員であって上北山村の入札参加資格を有していない者については、上記②～④も提出すること。

6. 参加意向申出書の提出方法、提出先及び受付期間

- 提出方法：持参または郵送
- 提出先：上記「3. 担当課」に同じ
- 受付期間：令和6年4月22日（月）～令和6年5月17日（金）午後5時まで
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
※郵送の場合は、簡易書留等確実な方法とし、令和6年5月17日（金）午後5時までに必着とすること。
※郵便事故等については、村はその責めを負わない。

7. 質疑応答について

(1) 提出方法

仕様書の内容及び技術（企画）提案書等の提出について質問がある場合は、質問事項を記載した質問書（任意様式）を、「3. 担当課」まで電子メールにより提出し、必ず電話等で受信確認を行うこと。なお、電子メール以外での質問については回答しない。

(2) 質問受付期間

令和6年4月22日（月）～令和6年5月10日（金）午後5時まで

(3) 回答

(1)により提出された質問は、参加申込をした全事業者に対して、令和6年5月15日（水）（予定）までに電子メールにて回答するものとする。

8. 技術（企画）提案書の提出

(1) 提出書類

プロポーザル関係書類提出要請書（様式第6号）により、技術（企画）提案書（様式第5号）等の提出を要請された者は、次に定めるところにより技術（企画）提案書を作成し、提出するものとする。なお、本業務のプロポーザル審査は提案者名を伏せて行う予定のため、技術（企画）提案書の提案書類の副本には、提案者名を記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク等の使用も不可とする。

① 技術（企画）提案書（様式第5号）

- ・規格はA4版縦とし、書式は定めないものとする。
- ・页数は、10頁程度とする。

② 関連業務を受注した実績を示す書類（契約書の写し）

※実績がない場合は不要

③ 業務工程表（任意様式）

④ 実施体制調書（任意様式）

⑤ 見積書（消費税及び地方消費税を含むこと）

(2) 提出部数

15部（正本1部、副本14部）

(3) 提出方法、提出先及び受付期間

■ 提出先：上記「3. 担当課」に同じ

■ 提出方法：持参または郵送

■ 受付期間：令和6年5月30日（木）午後5時まで

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。

※郵送の場合は、簡易書留等確実な方法とし、令和6年5月30日（木）午後5時までに必着とすること。

※郵便事故等については、村はその責めを負わない。

9. 技術（企画）提案書等の審査

(1) 実施日及び場所

令和6年6月4日（火）・5日（水）（予定）

※開催方法等については別途連絡する。

※原則、対面方式とするが、やむを得ない事由により難しい場合はオンラインにて実施する。

(2) プレゼンテーションの方法

- ① 1者あたりの時間は50分程度とする。
 - ・技術（企画）提案書の内容説明（20分）
 - ・技術（企画）提案書に対する質疑応答（30分）
- ② 1者あたりの出席者は3名までとする。
- ③ スクリーン及びプロジェクターは村が用意する。必要であれば事前に連絡すること。
その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機材は、事業者が用意すること。

10. 評価基準及び審査方法

(1) 評価基準

別紙のとおり

(2) 選定方法

審査会において、参加事業者ごとに次のとおり審査する。

- 上記（1）で設定した評価基準や配点に基づき審査を実施し、評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点が高い者を受託候補者として特定する。
- 委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、委員の議決により受託候補者を特定するものとする。

11. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果通知

提案資格が認められた全事業者に対して通知するものとする。

(2) 公表

審査結果については、上北山村ホームページに掲載し、公表するものとする。

12. 契約

受託候補者と協議のうえ、上北山村契約規則に基づき契約を締結する。

13. 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとする。ただし、上北山村契約規則第18条第1項各号いずれかに該当する者である場合は免除する。

14. 契約の不締結

受託予定者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、受託予定者と契約を締結しないものとする。受託予定者が共同企業体の場合は、共同企業体の構成員が1者でも契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、受託予定者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営

に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 上北山村が発注する契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（１）～（５）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 上北山村が発注する契約に係る下請契約等に当たって、（１）～（５）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合、（（６）に該当する場合を除く。）において、村が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 上北山村が発注する契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を村に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

15・スケジュール

内 容	日 程
参加意向申出書の提出	令和6年4月22日（月）～令和6年5月17日（金）
質問の受付	令和6年4月22日（月）～令和6年5月10日（金）
質問に対する回答期日	令和6年5月15日（水）（予定）
プロポーザル参加資格審査会	令和6年5月22日（水）（予定）
プロポーザル参加資格結果通知	令和6年5月23日（木）（予定）
技術（企画）提案書の提出締切	令和6年5月30日（木）（予定）
プレゼンテーション	令和6年6月4日（火）・5日（水）（予定）
選考結果通知	令和6年6月7日（金）（予定）
業務委託契約の締結	協議が整い次第締結

16. 契約の解除

契約締結後、以下のいずれかに該当すると認められるとき契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

- ① 契約の相手方が上記「14. 契約の不締結」のいずれかに該当する。
- ② 技術（企画）提案書など提出書類に虚偽の記載がある。
- ③ 正当な理由なく一定期間業務を履行しない。

17. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された提案書等は、審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。

【評価基準】

区分	評価項目	評価事項
企画提案能力	業務全体に関する提案	当村の特性を理解しており、現状や課題を的確に捉え、それに見合った検討・分析となっているか。
		検討・分析から得られた課題を解決する提案がなされているか。
		「第四次上北山村総合計画」と「第3期上北山村総合戦略」の関係性を適切に捉え、事業及び計画管理を効率的・効果的に行える提案がなされているか。
		総合戦略策定にあたり、提案内容が具体的で企画力と実効性を有した提案がなされているか。
業務遂行能力	業務に係る個別の提案	ヒアリングなどを効果的に行い、当村にとって有益な独自提案がなされているか。
	業務体制	工程及び業務内容が明確に示されており、実現可能なスケジュール・組織体制となっているか。
業務遂行能力	業務実績	過去の類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。
	見積書	経費の内訳が適正かつ明確に示され、妥当な積算となっているか。
見積書妥当性	見積書	経費の内訳が適正かつ明確に示され、妥当な積算となっているか。